

令和 7 年度 第 3 回加東市農業委員会総会（6 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 3 時 00 分～午後 3 時 40 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：－ ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	①：村上雅信			
議事録署名委員	1：岸本敏弘 2：藤原準一郎			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 12 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	9 件
第 13 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 14 号議案	非農地証明願いの承認について	3 件
第 15 号議案	加東市地域計画に関する意見について	3 件
第 16 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	67 件

5 報告

報告第 3 号	農地の貸借の合意解約通知について	3 件
---------	------------------	-----

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 7 年度第 3 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査担当の 14 番 田尻農業委員、15 番 藤浦農業委員、4 番 時本推進委員、5 番 山口推進委員、6 番 末廣推進委員、ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしくお願いします。 本日の会議の議事録署名委員に、1 番 岸本農業委員、2 番 藤原農業委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案の審議に入ります。
	<第 12 号議案は、伊澤農業委員が利害関係者に該当するため伊澤農業委員退室>
議長	第 12 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、令和 2 年 5 月 20 日付けで農地法第 3 条による所有権移転の許可を受けた土地であります。許可後において登記手続きをされないまま許可を受けた譲渡人が亡くなられたため、所有権の移転がされていない状態で現在に至っています。この度、亡くなられた譲渡人の相続人から再度、所有権移転の申出があり、前回の許可を取り下げて本申請に至っています。譲受人は、当時に許可を受けた者の子であって、今後は、子が農業を継承されます。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 10 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人の農地台帳の耕作面積は 0 m²となっていますが、父の農作業を手伝うなど農作業歴は約 10 年となります。譲受人は、季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具はリースによる導入を予定していることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、番号 2 と同じ方となります。これまで譲受人に対して利用権を設定していましたが、この度、所有権を移転するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 15 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、これまで譲受人が代わりに耕作し、農地を管理していましたが、この度、双方において譲渡の話がまとまったため、申請されました。譲受人の農地台帳の耕作面積は 0 m²となっていますが、現在も継続して耕作しており、今後も季節野菜の作付けを予定しています。必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、6 については、内容が重複するため一括して説明いたします。貸出人は、いずれも借受人に対して利用権を設定していましたが、契約期間が満了となったこと

	から、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。譲受理由は、農地法の手続へ切り替えとなりますが、利用権の契約期間が満了しているため、借受人の現況耕作面積には申請地は含まれていません。借受人は、いずれも水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 15 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 7、貸出人は、借受人に対して利用権を設定していましたが、契約期間が満了となったことから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。よって、番号 5 と同様、借受人の現況耕作面積には申請地は含まれていません。借受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 8、9 については、内容が重複するため一括して説明いたします。貸出人は、それぞれの借受人に対して利用権を設定していましたが、契約期間が満了となったことから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。よって、番号 5 と同様、借受人の現況耕作面積には申請地は含まれていません。いずれの借受人も、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年以上あることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 12 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
	全員挙手にて、第 12 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
	<伊澤農業委員入室>
議長	第 13 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、露天資材置場のための転用となります。譲受人は***に本社を置く、土木工事業等を営む会社です。この度、申請地と申請地北側の既存建築物とその用地も併せて取得し、事業を行う計画です。申請地は、コンクリート二次製品等の資材置場として利用し、申請地北側の土地は、道路工事などの研修や事務所として利用する計画となっています。既存進入路の箇所は、既に進入路として転用許可済となっていますので、今回の申請地には含まれていません。本件については、転用事業に関する同意を地区から得られていない状況です。お手元に配付しておりますが、この度、申請者から経緯書、地区からは反対意見書の提出がありました。申請者の経緯書には、地区に対して転用の事業内容や用排水の処理方法などについて説明を行ったが、廃棄物や汚染水による農地の汚染の懸念があることなどから、地区は同意しないとの回答があった。また、同意しないことは地区の総意であるため、住民説明会を開

	催することができなかったと記載されています。地区からは、区長、副区長、役員の連名により農地転用に対する反対意見書が提出されました。周辺地域において、資材置場や駐車場が廃棄物や危険物の保管や産業廃棄物業者への転売に至った事例があり同様の懸念があること、汚水が流出すれば周辺地域の農業などに甚大な被害の恐れがあることなどから、地区の総意で同意できないと記載されています。同意書の取り扱いについて、転用の手続きを定めた兵庫県の規定においては、地元との紛争を未然に防ぐ観点から、農地転用許可申請書に地元区長などの同意書を添付しなければならないと定められていますが、農地法においては、添付義務のない書類となっているため、農地転用の申請においては、申請書を受理しました。しかし、本件の事業については、農業委員会の手続きに加え、加東市生活環境課所管の「加東市良好な環境の保全に関する条例」に基づく開発行為の届出で加東市の同意を得なければなりません。開発行為の届出の際に、地元区長などの同意書が必要となっています。農地転用の許可基準のうち、一般基準として、農地法第4条第6項第3号などに該当する場合は許可することができないと規定されています。本件については、地元区長の同意を得られないことにより、加東市良好な環境の保全に関する条例に基づく開発行為の手続きにおいて、加東市の同意を得る見込みがないため、農地法第4条第6項第3号に規定する「申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」のうち、農地法施行規則第47条第2号に規定する「事業の施行に必要な他法令の許認可等の見込みがない場合」に該当する可能性があると考えられます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っております。
現地調査員	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。 番号1の現地の状況は、田でした。転用の目的は、コンクリート二次製品や鉄骨パイプなどの資材置場であり、雨水は自然浸透及び既設の道路側溝へ排水する計画となっています。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決にうつりますが、本議案の採決については、不許可の理由に該当する可能性があることから、まず、その理由に該当するか否かを採決いたします。なお、不許可の理由に該当すると決定された場合は、その理由とともに不許可相当の意見を付けて県知事に送付し、該当しないと決定された場合は、改めて許可相当という意見を付けて県知事に送付することについての採決を行います。
各委員	採決の方法について、異議はございませんか。
議長	<異議なし> 異議がございませんので、採決いたします。
各委員	第13号議案が、農地法施行規則第47条第2号の不許可の理由である「事業の施行に必要な他法令の許認可等の見込みがない場合」に該当すると考える方は挙手をお願いします。
議長	<14人中13人挙手> 挙手多数にて、第13号議案は、農地法施行規則第47条第2号に該当すると決定したため、不許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに異議はございませ

各委員	んか。
議長	<異議なし> 異議がございませんので、第 13 号議案については、不許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長 事務局	第 14 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号 2、申請地は、平成 4 年頃から倉庫の状態です。現在に至っています。この度、土地売却の調査により、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号 3、申請地は、昭和 56 年頃から住宅敷地の状態で現在に至っています。この度、土地境界の調査により、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 以上の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っております。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は、原野でした。農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われます。 番号 2 の現地の状況は、倉庫でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20 年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われます。 番号 3 の現地の状況は、住宅敷地でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20 年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 14 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 14 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 15 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として、久米地区、下鴨川地区、平木地区の地域計画について説明いたします。なお、本件は目標地図が重要となるため、目標地図を中心に説明いたします。

	久米地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、30 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 下鴨川地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、4 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 平木地区は、2 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、8 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 15 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 15 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 16 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 7 件、22 筆、44,820 m ² 、使用貸借権 60 件、169 筆、233,784 m ² に農地中間管理権が設定され、7 月 25 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 16 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 16 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 3 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権設定 3 件の合意解約通知書を受理しました。番号 1 は、解約後、別の方に貸し付けされます。番号 2、3 は、解約後、所有権移転されます。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明
	・第 1 回農地パトロールの実施について
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和 7 年度第 3 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 岸本 敏弘

議事録署名委員 藤原 準一郎
